

最高裁秘書第1664号

令和5年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

4月10日付け（同月13日受付、第050015号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

以下の文書の最新版

- ①最高裁判所の歴代の民事上席調査官の氏名及び在任期間が書いてある文書
- ②最高裁判所の歴代の行政上席調査官の氏名及び在任期間が書いてある文書
- ③最高裁判所の歴代の刑事上席調査官の氏名及び在任期間が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）